

「子ども・子育て支援新制度に係る基準案」に関する  
パブリックコメントの実施結果について

「子ども・子育て支援新制度に係る基準案」について、広くご意見を募集しましたところ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。

ご意見・ご提案をいただいた方に対し厚く御礼申し上げますとともに、今回いただいたご意見・ご提案の概要、ならびにそれらに対する区の考え方を公表します。

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 意見募集期間

平成26年7月17日(木)から平成26年8月11日(月)まで

(2) 意見募集の内容

- ・ 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(認可基準)案
- ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(確認基準)案
- ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(運営基準)案

(3) 意見募集の周知・公表方法

ア パブリックコメントの周知

- ・ 区のお知らせ(平成26年7月21日号)
- ・ 墨田区ホームページ
- ・ ポスター掲示(区内子育て関連施設)

イ 公表資料の閲覧

- ・ 子育て支援課(墨田区役所4階)
- ・ 子育て支援総合センター(墨田区京島1-35-9-103)
- ・ 区民情報コーナー(墨田区役所1階)
- ・ 墨田区ホームページ

(4) 意見の提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール

(5) 提出先

子育て支援課 子育て計画担当

(6) 募集結果

意見提出者(団体)数 30件

意見総数 53件

整理後の意見数 30件

(同趣旨のご意見等は、代表のご意見等の概要にまとめています。)

## 2 提出されたご意見等の概要と区の考え方

### (1) 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(認可基準)案

|   | ご意見等の概要   | ご意見等に対する区の考え方   |
|---|---|---|
| 1 | 小規模保育事業B型の職員数において、区の基準では「基準上必要な保育従事者数のうちの6割以上は常勤の保育士」としているが、なぜ10割ではないのか。認可保育所同様10割の常勤を配置し、施設で格差が生じないようにしてほしい。 | 新制度における小規模保育事業B型への移行を想定して、今年度から実施している墨田区施設型小規模保育所では、認証保育所の基準に基づき、保育士6割以上で行っています。そこで、今後実施される小規模保育事業B型は、国基準では5割以上としていますが、すでにある小規模保育施設の状況に合わせて6割以上といたしました。<br><br>また、10割の保育士が従事する場合は、小規模保育事業A型になりますが、現在区内では該当施設はありません。 |
| 2 | 小規模保育事業などの基準を認可保育所と同水準に引き上げてほしい。  | 小規模保育事業などの従事者においては研修等を通して、施設については立入検査などで保育の質を落とさぬよう努めていきます。   |
| 3 | 家庭的保育事業や小規模保育事業B・C型の保育従事者を保育士のみとし、保育士にもしっかりとした研修を行ってほしい。(同趣旨3件)   | 左記の施設での保育士以外の従事者は、国が実施する基礎研修及び認定研修(実習含む)を受講した者で、また、全従事者は、区等が実施する研修を通して、自己研鑽に努めます。   |
| 4 | 家庭的保育事業の給食について、他施設で作った離乳食を搬入することに、離乳食の内容、衛生面で不安がある。回数の変化もあるので外部からの搬入は反対である。                                   | 現在の家庭的保育事業は、ご家庭から給食を準備していただいております。本基準に基づく離乳食の運搬については、密閉容器に入れる等、より衛生上の配慮を行うこととしています。献立内容や形態は、連携する施設側と家庭的保育者が打合せをして対応していきます。  |

|   |                                   |   |
|---|-----------------------------------|---|
| 5 | <p>地域型保育事業ではなく、認可保育所を増やしてほしい。</p> | <p>地域型保育事業は、区の認可事業として、児童福祉法に位置付けられました。</p> <p>この事業には、保育の質を確保した上で、待機児童の解消や、利用者が多様な施設や事業の中から保育を選択できるようになることなどが期待されています。</p> <p>区としては、認可保育所の整備と併せて、地域型保育事業についても、必要に応じて整備を進めていく必要があります。</p> |
| 6 | <p>保育の質を下げないでほしい。<br/>(同趣旨2件)</p> | <p>保育従事者の質を担保するために、区等が実施する研修を受講する以外に、立入り検査や指導を随時行い、保育の質を下げないようにしていきます。</p>  |
| 7 | <p>保護者の保育料の負担を軽減してほしい。</p>        | <p>新制度における保育料(利用者負担)については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める(応能負担)こととされており、国が定める水準を限度として、利用者の負担能力に見合ったものとなるように保育料の設定を行っていきます。</p>   |

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(確認基準)案

|   | ご意見等の概要   | ご意見等に対する区の考え方   |
|---|---|---|
| 1 | <p>保育料が今よりも高くならないようにし、保護者の負担が増えないようにしてほしい。(同趣旨2件)</p> | <p>新制度における保育料(利用者負担)については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める(応能負担)こととされており、国が定める水準を限度として、利用者の負担能力に見合ったものとなるように保育料の設定を行っていきます。</p> |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 2 | <p>認定こども園ではなく、認可保育所を増やしてほしい。</p>                  | <p>認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。また、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、就労状況に変更があった場合でも継続して利用できるなどといったメリットもあります。</p> <p>区としては、認可保育所の整備を進めると共に、認定こども園についても、計画的に整備を進めていく必要があります。</p> |
| 3 | <p>安心して子どもを預けられる保育所を増やしてほしい。(同趣旨2件)</p>           | <p>施設の安全及び保育の質の確保等により、利用者に安心していただける保育所等を、(仮称)墨田区子ども・子育て支援事業計画に基づき整備してまいります。</p>  |
| 4 | <p>公立の保育所をもっと増やしてほしい。</p>                         | <p>今後とも認可保育所の整備は進めてまいります。現在のところは、新たな公立保育所の開設の予定はございません。</p>  |
| 5 | <p>現在の墨田区の保育水準を維持してほしい。(同趣旨8件)</p>                | <p>施設設置者は、教育・保育の計画や記録を通して、自己評価をすることで、専門性の向上や教育・保育の実践の改善等を図ることとしています。</p>   |
| 6 | <p>保育の質を下げないでほしい。</p>                             |  |
| 7 | <p>子どもたちが使うものを充実してほしい。</p>                        | <p>遊具等の有効活用を行っていくとともに、必要に応じて充実を図っていきます。</p>  |
| 8 | <p>公立保育所の園舎はとても老朽化していて、大変危険を感じる。きれいな園舎にしてほしい。</p> | <p>区では、墨田区公共建築物耐震改修計画に基づき、老朽化し耐震改修が必要な公立保育所については、計画的に改築を進めています。</p> <p>平成23年には花園保育園、平成26年には八広保育園を改築しました。また、亀沢保育園については、今後、改築する予定となっています。</p>  |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   |   | <p>なお、改修工事については、順次保育園と打合せしながら行っているところです。</p>   |
| 9 | <p>区で全ての保育所や幼稚園の情報をまとめ、選べるようにしてほしい。</p> | <p>子ども・子育て支援を推進するためには、保育所や幼稚園、地域の子育て支援事業の利用手続きなど、就学前のお子様の保育・教育に関する情報を一元的に提供する利用者支援が必要となっています。</p> <p>区では保育コンシェルジュ事業などを実施していますが、今後より一層、子育てに関する総合的な情報提供のための施策を推進していきます。</p> <p>また、入園申込時には、保護者の方にわかりやすい資料を作成する予定でいます。</p> |

(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(運営基準)案

|   | ご意見等の概要  | ご意見等に対する区の考え方   |
|---|--|---|
| 1 | <p>放課後児童健全育成事業の員数について、現在墨田区の指定管理者募集要項では定員20名に対して、有資格者(児童の遊びを指導する者)の常勤職員1名が配置されている。一方、区の考え方は「児童の集団の規模(40名)に対して職員を2名以上配置し、うち1名を有資格者とする」と国の基準どおりとするとしており、今回、区の職員配置基準を質的に低下させることになり、児童の安心・安全面から問題がある。現在の配置基準を維持するべきである。(同趣旨8件)</p> | <p>基準条例は、学童クラブの管理・運営について一定の基準を定め、区内の区立、私立の学童クラブに、定められた基準以上の内容で運営するよう求めるものです。</p> <p>なお、墨田区の児童館指定管理者募集要項の職員配置基準は変更せず、現在の配置基準としますので、区立の学童クラブの質的低下は、ないと考えます。</p> |
| 2 | <p>学童クラブの実情にあった体制での運営をしてほしい。</p>   |   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 3 | 学童クラブの待機児童対策も重要であるが、質も落とさないでほしい。                           | 現行のレベルを落とさず、今後とも実施していく予定です。  |
| 4 | 登校前に預けられる学童クラブを作ってほしい。                                     | 学童クラブは、放課後児童の健全育成事業として行ってきました。登校前に区立学童クラブで児童をお預かりすることは、現在のところ考えておりません。       |
| 5 | 学童クラブは3年生までしか入れず、4年生以降の子どもたちの夏休み中の対応についてはどのようなことを予定しているのか。 | 学童クラブは児童の自立に向けた健全育成の場でもあります。4年生以降については児童館で自立した遊びが展開できるよう、各児童館での事業を充実してまいります。 |
| 6 | 児童館はこれからも地域のなくてはならない場所として期待しています。                          | ご期待に応えられるよう、これからも児童館の充実を図ってまいります。  |

(4) その他意見等

|   | ご意見等の概要   | ご意見等に対する区の考え方  |
|---|---|--|
| 1 | 制度説明会等を開催してほしい。<br>(同趣旨2件)                      | 9月27日(土)に、すみだリバーサイドホールにおいて利用者向けの説明会を開催する予定です。詳細が決まりましたら、区のホームページ等でお知らせしていきます。                            |
| 2 | 利用者向けの説明会をしてほしい。<br>(同趣旨2件)                     |  |
| 3 | 「子ども・子育て支援新制度」について区民に分かりやすいようにお知らせしてほしい。(同趣旨2件) | 前述の説明会を開催するほか、9月21日発行の区報に「子ども・子育て支援新制度特集号」を折り込む予定です。また、9月下旬を目途に、新制度のPR用パンフレットを各保育所・幼稚園、区の主要施設等で配布する予定です。 |
| 4 | 保育士の労働条件を整えてほしい。<br>(同趣旨2件)                     | 保育士として定められている労働条件については、遵守していくようにいたします。   |
| 5 | 国の基準に縛られず、地域にあった保育環境を作ってほしい。                    | 地域にあった保育環境を作るために、区の子ども・子育て会議において   |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   |  | <p>議論し、その結果、国の基準よりも厳しい基準なども、設けさせていただいております。そのほか、昨年実施したニーズ調査の結果も参考にしながら、地域特性に合った保育環境を整備していきたいと考えています。</p>  |
| 6 | <p>現在の基準を守れるよう、予算を増やしてほしい。</p>   | <p>子ども・子育て新制度では、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るため、消費税の引き上げなどにより恒久財源を確保することとしています。</p> <p>区としても、こうした新たな財源を活用し、現在の教育・保育水準を維持・向上させる施策を実施していきます。</p> |
| 7 | <p>利用者に十分な説明もなしに条例化し、お知らせするというのは拙速ではないか。</p>                             | <p>これまで、区民の代表である公募委員を含めた墨田区子ども・子育て会議において十分な議論を重ね、更に、このパブリックコメント手続を経た上で、今回の条例化とさせていただきました。</p>   |
| 8 | <p>保育を儲けの対象にしてはいけない。憲法25条、児童福祉法に基づく国と自治体の公的責任、公費による財源保障を基本に進めるべきである。</p> | <p>今後、新制度の導入に伴い、民間事業者の参入が活発化してくると予測されますが、ご指摘のように利益のみが追及されないよう、自治体としても監視機能を高めてまいります。その上で、消費税引き上げによる公的資金を有効活用するとともに、憲法や各種法律を遵守しながら、すべての子どもの最善の利益を図ってまいります。</p>      |